

ふじみ野市 **お出かけ**
サポートタクシー
 受付時間 8:30~17:00



★サービス内容★

利用条件 専用タクシーに乗車する

利用範囲 ふじみ野市・富士見市・三芳町内の運行で、
 乗車地、降車地にふじみ野市を含むもの
 例) ①ふじみ野市内⇄ふじみ野市内
 ②ふじみ野市内⇄富士見市・三芳町内

助成金額 1運行の運賃の半額 最大**800円**

※運賃が1,600円までは半額(10円未満切捨て)でご利用いただけます。
 運賃が1,600円を超える場合には800円を差し引いた金額をお支払い
 ください。

※運賃には迎車料金(400円)を含みます。

※身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合、**運賃は1割引**となり
 ます。割引後の運賃の半額(最大800円)を助成します。

利用回数 年度内(4/1~翌年3/31まで) **24回**



登録対象要件★登録できる方★

ふじみ野市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

〔 年齢が65歳以上の方
 要介護・要支援の認定を受けている方

→高齢福祉課へ

〔 障害者手帳の交付を受けている方
 指定疾患医療受給者証等の交付を受けている方

→障がい福祉課へ

〔 妊娠中の方
 小学校就学前のお子さん(保護者の同伴が必要)

→子育て支援課へ

★利用者登録★

事前に利用者登録が必要です。

登録方法

市指定の用紙に必要な事項を記入し、提出してください。

【持ち物】

本人確認書類(利用者、申請者どちらも必要)

障害者手帳または指定疾患医療受給者証等(お持ちの方)

母子手帳(親子健康手帳)(妊娠中の方)

未発行の場合は保健センターへ確認しますのでご相談ください。

※郵送での申請もできます。(必要事項を記入した申請書と本人確認書類の写しを郵送してください。)

※パソコンやスマートフォンからでも申請ができます。

提出先

市役所本庁舎
 (高齢福祉課・障がい福祉課・子育て支援課)
 大井総合支所、出張所



申込みフォーム

登録証の交付

お出かけサポートタクシー事業利用登録証(乗車時に必要)は、
 後日郵送します。(1~2週間程度)

※65歳以上の登録者は登録証の有効期限はありません。

お出かけサポートタクシー利用の流れ

【行き】

①タクシー会社に電話 (専用ダイヤルへ)

タクシー会社の専用番号に電話をし、配車の依頼(次の内容)をします。

- 1 お出かけサポートタクシー利用
 - 2 利用する人の氏名
 - 3 どこからどこへ
- ※予約制ではありません。
利用するときに電話をしてください。



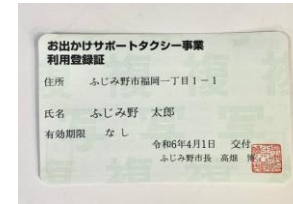
②受付終了

タクシー会社は依頼を受け、配車します。



③指定場所で乗車

指定場所で乗車します。
運転手に**利用登録証**を提示してください。



④目的地で降車

目的地で助成後の乗車料金を支払い、降車します。

※登録証を持参する利用者と目的地が同じ方は、乗車定員になるまで同乗することができます。

【帰り】

【行き】の①～④と同様

外出先から利用する場合、利用時に配車依頼の電話をします。
※必ずお出かけサポートタクシー専用番号に電話をし、配車してください。

★注意事項★

- 不正利用が発覚した場合、**実費を全額返金**していただきます。
- 登録証を他人に**譲渡したり、貸与することはできません。**
- 登録証を汚損・紛失したときは、再交付しますので申請をしてください。
(汚損の場合は、登録証を回収するのでご持参ください。)
- 目的地で**待機はできません。**再度電話で配車依頼をしてください。
また、途中の**立ち寄りはできません。**
- 待機中のタクシー、街中で走行中のタクシーに「お出かけサポートタクシー」として乗車することはできません。**
- 配車依頼後の**変更、取消は、必ず専用番号へ電話連絡**してください。
配車済みの場合には、利用回数がカウントされますのでご了承ください。
- 目的地が**定休日、休館日等であった場合も運賃は発生**します。
- 福祉タクシー券との併用はできません。**

●お出かけサポートタクシー事業に関する問合せ
〒356-8501ふじみ野市福岡一丁目1-1

ふじみ野市高齢福祉課 ☎049-262-9038
障がい福祉課 ☎049-262-9031
子育て支援課 ☎049-262-9033

●お出かけサポートタクシー配車専用ダイヤル ※事前予約不可
AM8:30~PM5:00 (12/29~1/3を除く。)

東上ハイヤー(株) ☎049-243-2634(専用)
ダイヤモンド交通(株) ☎049-248-3717(専用)